２０２６年9月５日

令８－５　予備 令８－３

学生Ａ及びＢは，【事例】について，【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から⑦までの（ ）内に【語句群】から適切なものを入れた場合，正しいものの組合せは１から５までのうちどれか。なお，①から⑦までの（ ）内には，それぞれ異なるものが入る。（解答欄は，［No.10］）

【事 例】

甲は，自動車を運転していた際，前方不注視のため，進路前方の横断歩道を歩いていたＸに気付くのが遅れ，ブレーキを踏もうとしたが，誤ってアクセルを踏んでしまい，自車をＸに衝突させ，Ｘに重傷を負わせた。

【会 話】

学生Ａ．私は，過失犯の実行行為について，（①）と考えます。

学生Ｂ．そのように考えるのはなぜですか。

学生Ａ．私のように考えないと，（②）まで実行行為とされるおそれがあり，（③）からです。

学生Ｂ．私は，Ａさんとは異なり，（④）と考えます。Ａさんの見解では，この【事例】の場合，（⑤）だけが実行行為となりますが，私の見解では（⑤）と（⑥）の双方が実行行為となります。

学生Ａ．（⑤）が実行行為になるという点では同じなのですから，私の見解もＢさんの見解も実質的な結論に違いはないのではないですか。

学生Ｂ．例えば，（⑦）には，Ａさんの見解よりも私の見解の方が過失をより適切に認定することができると思います。

【語句群】

ａ．結果発生に直近する不注意な行為だけが過失犯の実行行為となる

ｂ．発生した結果と因果関係のある不注意な行為は全て過失犯の実行行為になり得る

ｃ．結果発生と関連が薄い間接的な落ち度

ｄ．発生した結果との因果関係が認められない行為

ｅ．公判審理の争点が不明確になる　ｆ．過失の共同正犯を認めることができなくなる

ｇ．前方不注視　ｈ．ブレーキとアクセルの操作の誤り

ｉ．ブレーキとアクセルの操作の誤りが主たる原因である場合

ｊ．前方不注視が主たる原因である場合

１．①ａ　③ｆ　⑥ｇ　２．①ｂ　④ａ　⑥ｈ　３．②ｃ　④ｂ　⑦ｉ

４．②ｄ　⑤ｇ　⑦ｊ　５．③ｅ　⑤ｈ　⑦ｊ

正解５

学生Ｂの第２発言

Ａは⑤のみ，Ｂは⑤⑥と実行行為が広い。

Ｂの見解がＡより広いことがわかる。

④ｂ　①ａ　が入る。

ｂの方が，実行行為となる範囲が広い。全てといっているので。この時点で肢２切れる。

②ｃが入る。Ａは，実行行為を狭くとらえる見解，おそれがあると，広く成立する者に対して批判がある。それを受けて，ｃ．結果発生と関連が薄い間接的な落ち度まで含むのは問題

肢４切れる。

③ｅ．公判審理の争点が不明確になる

実行行為を広く認めることに対する批判にあたる内容が入る。

肢１切れる。

残り肢３，肢５の勝負

⑤は，ｈブレーキとアクセルの誤りが入る。直接は，ブレーキとアクセルの誤りが原因。

⑦ｊ前方不注視が主たる原因である場合　が入る。Ｂは実行行為を広く認める見解。

その点がＡさんより優れている。前方不注視は，実行行為を広く認めるＢだけが，実行行為となる。

⑥ｇ．前方不注視

肢５　となる。

令８－６　予備 令８－６

アからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合，正しいものの組合せは１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No. 11］）

ア．信用毀損罪は，経済的な側面における人の社会的な評価を保護するものであり，同罪における「信用」には，人の支払能力又は支払意思に対する社会的な信頼は含まれるが，扱う商品の品質に対する社会的な信頼は含まれないので，コンビニエンスストアで粗悪な商品を販売しているという虚偽の風説を流布した行為は，信用毀損行為に該当しない。

イ．威力業務妨害罪における「威力」とは，人の意思を制圧するに足りる勢力を示すことであり，被害者が執務のために日頃使っている机の引き出し内に，猫の死骸をひそかに入れておき，被害者にこれを発見させ，畏怖させるに足りる状態におく行為は，威力に該当する。

ウ．偽計業務妨害罪における「偽計」とは，人を欺罔し，あるいは人の錯誤又は不知を利用することをいい，電話料金の支払を免れるための機器を電話回線に取り付けて課金装置の作動を不能にする行為は，偽計に該当しない。

エ．信用毀損罪における「虚偽の風説を流布」とは，客観的真実に反する事項を不特定又は多数の人に伝播させることをいうが，実際に破産した者について，その者が破産者である旨記載されたビラを多数人に配布した行為であっても，虚偽の風説の流布に該当する。

オ．業務妨害罪における「妨害」とは，現に業務妨害の結果が発生したことを必要とせず，業務を妨害するおそれがある行為が行われれば足りるので，美容師を解雇させて美容室経営者の業務を妨害するため，同経営者宛てに同美容師の技量に関する虚偽内容の信書を郵送した行為は，その結果として同美容師の解雇には至らなくとも，妨害行為に該当し得る。

１．ア　ウ　　２．ア　エ　　３．イ　ウ　　４．イ　オ　　５．エ　オ

正解４

肢ア　×

最判平 15.3.11

信用毀損罪の「信用」は、人の支払能力や支払意思に対する社会的な信頼に限定されるものではなく、「その人が販売する商品の品質に対する社会的な信頼」も含まれる。

法益が，経済的な信用。物の品質も経済的な信用を支えているので，含まれる。

肢イ　○

最判平 14.9.30

人の自由意思を制圧するに足りる勢力（威力）にあたり、被害者の業務の平穏を害するものとして威力業務妨害罪が成立する。

ただの嫌がらせを超えた精神的ダメージ： 職場の自分の机、しかも引き出しを開けた瞬間に血まみれの（あるいは異様な姿の）猫の死骸が入っている光景を想像してみてください。あまりの不気味さと恐怖で、その瞬間パニックになり、とても平常心で仕事など続けられなくなる。

肢ウ　×
電話回線に不正な装置を取り付けて自動課金装置の作動を免れたり、通信会社の料金徴収・管理業務をかく乱する行為は、人を欺き錯誤に陥れる「偽計」にあたり、偽計業務妨害罪（および電子計算機使用詐欺等）が成立します。

機械を通して生じる人の判断に誤解を生じさせている。

肢エ　×

大判明 44.12.25

実際に破産している人について「あの人は破産者だ」と事実を伝える行為は、たとえ相手の社会的評価を大きく落とす結果になったとしても、「真実（本当のこと）」である以上、信用毀損罪の「虚偽」の風説には当たりません（※名誉毀損罪では真実であっても公然と摘示すれば成立し得ますが、信用毀損罪の「虚偽」という要件は満たさないのが判例の立場です）。

肢オ　○
最大判昭 40.2.10

いわゆる抽象的危険犯，結果が発生していなくても，法益侵害の危険性で犯罪成立。

令８－７

罪数に関する１から５までの各記述を判例の立場に従って検討した場合，誤っているものを２個選びなさい。（解答欄は，［No.12］，［No.13］順不同）

１．甲は，Ｘを殺害する目的で，Ｘ方に侵入し，その場にいたＸを殺害するとともに，偶然その場に居合わせたＹを口封じのため殺害した。甲には，Ｘに対する住居侵入罪及び殺人罪が成立し，これらは牽連犯となり，これとＹに対する殺人罪とは併合罪となる。

２．甲は，約３か月の間に，１０回にわたり，常習として賭博行為をした。甲には，包括して１個の常習賭博罪が成立する。

３．甲は，自己の犯行の罪証を隠滅する目的で，死体の所在する家屋に放火して，死体とともに家屋を焼損させた。甲には，放火罪及び死体損壊罪が成立し，これらは観念的競合となる。

４．甲は，当初から傷害を加える目的でＸを監禁した上，Ｘに暴行を加えて傷害を負わせた。甲には，監禁罪及び傷害罪が成立し，これらは牽連犯となる。

５．甲は，業務として猟銃を用いた狩猟に従事していた際，Ｘを熊と誤認して猟銃を発射し，Ｘに命中させて重傷を負わせ，その直後にＸを誤射したことに気付いたが，苦しむＸを見て，一思いに殺して楽にしてあげようと決意し，殺意をもってＸに猟銃を発射し，その胸部に命中させてＸを即死させた。甲には，業務上過失傷害罪及び殺人罪が成立し，これらは併合罪となる。

正解１，４

肢１　×

建物の中で多くは犯罪が行われる。バラバラだと重くなるので，手続をまとめる必要がある。

かすがい。全体として１罪になる。

刑の重さは，量刑で調整可能。

肢２　○

常習賭博罪（および通常の賭博罪）の保護法益は、個人の財産や権利ではなく、**「社会的法益」**（国家や社会全体の健全な秩序）です。

具体的には、判例・通説では以下のように考えられています。

- **保護法益の中身：** 国民一般の**健全な経済観念や勤労観念**（汗水流してまじめに働くという風俗・道徳）

確かに，機会が別である以上，バラバラにすべきと思えるが，反復継続するものを１つずつ捉えて処理すると，手続が重くなってしまう。

大きくまとめて処理できるようにする。

肢３　○

法益が別，社会通念上，１つの行為で，２つ犯している。科刑上一罪

肢４　×

監禁罪と傷害罪は併合罪。継続犯と状態犯，点と線，併合罪。

確かに，両罪は手段と目的と立つが，類型的にまとめるべき関係にない。

重く処罰すべき。

科刑上一罪にすると悪質な計画犯罪が軽くなってしまいます。

肢５　○

同じ法益に向けられている。時間的場所的接着性もある。

まとられないか。不都合。刑が軽い。

事実から考えると，途中でやめようと思えば，やめられるのに，敢えてやったことに対して，隔たりがある。行為を別と考えて併合罪。

令８－８　予備令８－９

学生Ａ及びＢは，【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から⑪までの（ ）内に【語句群】から適切なものを入れた場合，正しいものの組合せは１から５までのうちどれか。なお，①から⑪までの（ ）内には，それぞれ異なるものが入る。（解答欄は，［No.14］）

【会 話】

学生Ａ．毀棄及び隠匿の罪にいう「毀棄」，「損壊」の意義について，私は，（①）と考えます。その理由は，（②）です。私の立場からは，隠匿は毀棄・損壊に（③）ので，信書隠匿罪の規定は（④）であると考えます。

学生Ｂ．Ａさんの見解に対しては，（⑤）があり，その批判は的を射ていると思います。私は，毀棄及び隠匿の罪にいう「毀棄」，「損壊」の意義について，（⑥）と考えます。その理由は，（⑦）です。また，私の立場からは，隠匿は毀棄・損壊に（⑧）ので，信書隠匿罪の規定は，（⑨）であると考えます。

学生Ａ．Ｂさんの見解に対しては，（⑩）があり，その批判の方が当たっていると思います。例えば，Ｂさんの見解によれば，飲食店の食器に放尿して心理的に利用困難にした場合，器物損壊罪が（⑪）ことになりますが，そのような結論でよいのでしょうか。

学生Ｂ．私は，そのような結論は妥当だと考えます。私のように考えた方が，判例の立場とも整合します。

【語句群】

ａ．対象物の効用を害する一切の行為をいう

ｂ．対象物の全部又は一部を物理的に破壊・毀損することをいう

ｃ．毀棄・損壊がもたらす財物侵害の本質は，対象物が具備する経済的価値・使用価値などの効用が不利益に変更される点にあるので，物理的な破壊・毀損のみに限定する理由はないから

ｄ．毀棄・損壊概念の本来の意義は，対象物の全部又は一部を物理的に破壊・毀損し，その結果としてその対象物の効用を害することにあるから

ｅ．含まれる　ｆ．含まれない

ｇ．信書の隠匿のみを特に軽く処罰する，器物損壊罪の減軽規定

ｈ．信書についてのみ隠匿を特に処罰する，器物損壊罪の拡張規定

ｉ．物理的な破壊・毀損によらずに物の効用を害する行為を一切不可罰にすることになり，処罰範囲が狭きに失するとの批判

ｊ．毀棄・損壊概念の日常用語的意味からの隔たりが大きく，処罰範囲を不当に拡大する危険性を内在させているとの批判

ｋ．成立する　ｌ．成立しない

１．①ａ　③ｅ　⑥ｂ　⑨ｇ　２．①ｂ　⑤ｊ　⑥ａ　⑩ｉ　３．②ｃ　④ｇ　⑦ｄ　⑩ｊ
４．②ｄ　④ｈ　⑦ｃ　⑪ｋ　５．③ｆ　⑤ｉ　⑧ｅ　⑨ｈ

正解　４

学生Ｂ　私は，そのような結論は妥当だと考えます。私のように考えた方が，判例の立場とも整合します。ここから，Ｂは判例の見解，効用喪失説，Ａが物理的損壊。条文の文理だとわかる。

⑤ｉ．物理的な破壊・毀損によらずに物の効用を害する行為を一切不可罰にすることになり，処罰範囲が狭きに失するとの批判

⑥ａ．対象物の効用を害する一切の行為をいう

⑦ｃ．毀棄・損壊がもたらす財物侵害の本質は，対象物が具備する経済的価値・使用価値などの効用が不利益に変更される点にあるので，物理的な破壊・毀損のみに限定する理由はないから

⑧ｅ．含まれる

⑨ｇ．信書の隠匿のみを特に軽く処罰する，器物損壊罪の減軽規定

と一気に入る。
肢１⑥ｂ，肢２⑤ｊ，肢３⑦ｄ，肢５⑨ｈが切れている。

肢４が正解。

なおＡ
①ｂ．対象物の全部又は一部を物理的に破壊・毀損することをいう

②ｄ．毀棄・損壊概念の本来の意義は，対象物の全部又は一部を物理的に破壊・毀損し，その結果としてその対象物の効用を害することにあるから

③ｆ．含まれない

④ｈ．信書についてのみ隠匿を特に処罰する，器物損壊罪の拡張規定

正解肢に無関係
⑩ｊ．毀棄・損壊概念の日常用語的意味からの隔たりが大きく，処罰範囲を不当に拡大する危険性を内在させているとの批判

文言から離れすぎ，拡大解釈なのかという批判。

⑪ｋ．成立する
　成立を広くするベクトル。